

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る
改正（案）について

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る改正(案)について

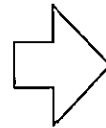
改正についての考え方

- 医療機能情報提供制度において、医療機関が都道府県に対して報告する事項として、広告可能な「専門医」を対象としている。
- 一方、医療広告規制においては、平成18年に行われた医療法改正に伴い、専門資格の対象を医師・歯科医師に限らず、それ以外の職種に拡大したところであるが、看護師の専門資格に係る届出が現にあったことから、医療機能情報提供制度においても、その対象を医師以外の広告可能な医療従事者に拡大する。
- なお、現行の報告事項は、告示において具体的な専門医名を個別に列挙する方式としているが、これを医療広告における厚生労働大臣に届出を行った団体により医療従事者の専門性について認定を受けたものを報告事項とする包括的な方式に改め、対象団体及び専門資格の追加に速やかに対応できるようにする。

改正の概要

【現行】

- 専門医の種類として、厚生労働大臣が定めるもの
- 専門医の名称を個別に列挙する方式
※具体的には
 - ・整形外科専門医（(社)日本整形外科学会が認定したものをいう。）
 - ・皮膚科専門医（(社)日本皮膚科学会が認定したものをいう。）
 - ・



【改正案】

- 医療従事者の専門性を有する者として、厚生労働大臣が定めるもの
- 公表できる対象を医療広告における厚生労働大臣に届出を行った団体により医療従事者の専門性に関する認定を受けた医療従事者とし、報告事項を包括的に定める。

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る改正（案）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>◎医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）抄 別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)</p> <p style="text-align: center;"><u>専門医の種類</u>として厚生労働大臣が定めるもの及び人数</p> | <p>◎医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）抄 別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)</p> <p style="text-align: center;"><u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性を有する者</u>として厚生労働大臣が定める者及び人数</p> |
| <p>◎医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項 （平成 19 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 53 号）抄</p> <p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める<u>種類は次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>整形外科専門医（社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。）</u></p> <p>二 <u>皮膚科専門医（（社）日本皮膚科学会が認定したものをいう。）</u></p> <p>三 <u>・・・</u></p> | <p>◎医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項 （平成 19 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 53 号）抄</p> <p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、<u>医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業等の業務又は病院等に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第一条第二号に規定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた医療従事者とする。</u></p> |

参照条文等

- ◎ 医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項
(平成19年3月30日厚生労働省告示第108号) (抄)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

イ 学術団体として法人格を有していること。

ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。

ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。

ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。

ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。

ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。

ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。

チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。

リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

- ◎ 医療広告ガイドライン(平成19年4月1日)第3の項第5号(7)法第6条の5第1項第7号関係 (抄)

イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨を広告できるものであること。

① 専門性資格

a 広告告示第1条第2号イからリに掲げる基準を満たす団体が厚生労働大臣に届出を行った場合は、当該団体が認定するいわゆる専門医等の資格を有する旨を広告しても差し支えないこと。

b 専門性に関する認定を受けた旨を広告可能とする医療従事者の範囲は、法律により厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者とし、具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士又は管理栄養士とする。

(以下略)